

北方町立保育園民営化及び統廃合計画（案）パブリックコメントの回答について

この度は、北方町立保育園民営化及び統廃合計画（案）についてご意見をいただきありがとうございました。

お寄せいただいたご意見につきましては、子ども・子育て会議にてお諮りしております。

ご意見につきましては、基本的に原文を転記しておりますが、一部内容をまとめさせていただいている部分がありますのでご容赦願います。

ご意見に対する回答は次のとおりです。

| 番号 | | | 頁 | ご意見 | 回答 |
|----|----------------|--|---|--|---|
| 1 | 1. 計画策定の趣旨及び目的 | | 1 | 民営化には、事業者の方は利益を上げなければなりません。北方町もかかわっていくとのことですが、目的にあるように、「量的拡充」「質の向上」の両輪となっていますが非常に難題ではないでしょうか。 | 「量的拡充」「質の向上」を図っていくこととは、子ども・子育て支援法の規定に基づき、良質かつ適切並びに総合的かつ効率的な子ども・子育て支援の提供体制の場を確保することととらえています。民営化は保育の質を確保しつつ、持続可能な保育サービスの提供につなげていくという視点から進めて参りますのでご理解いただきますようお願いいたします。 |
| 2 | 1. 計画策定の趣旨及び目的 | | 1 | 一般に、民間業者の運営は経営理念から、営利目的が第一です、とかく効率中心になりがちです。十分な保育内容になるのか甚だ疑問です。例えば人件費を抑えるために、若い人中心の採用になりがちです。保育士もいろいろな年齢の職員がいてこそ、幅広い保育内容になります。人間を育てる教育に人件費を削ることになるのは許せません。 | 私立認定こども園には国の示す公定価格による処遇改善等加算などの加算部分もあり、これらを適切に活用することで保育の質の向上などに資するものとなると考えます。ご意見のようなことにならないよう、町としても国の動きなどを注視し民営化によって保育の質が低下することがないよう留意していきたいと考えております。 |
| 3 | 1. 計画策定の | | 1 | (一)「公共だけで担っていくのは限界があり」 | 民営化の背景には、超高齢化社会と少子化の |

| | | | | | |
|---|---------------|--|---|---|---|
| | 趣旨及び目的 | | | <p>「町立保育園民営化及び統廃合を行っていくことは避けて通れない課題である」ということは、何を理由にしている、その根拠は何かが書かれていない。「限られた人材や財源」というのは具体的にはどういうことなのか。</p> <p>(二)少子高齢化と人口減少があるが、それが民営化とどう関係あるのか不明である。少子化になれば逆に一人にさける時間や費用も余裕が生まれ「質の向上」がはかれるはずである。民営化し、丸投げする町の方針がみえみえで、本当に子どものことを考えたやり方とは思えない。一番やってはいけない楽な方針であると言わざるを得ない。保育専門家や町民の意見交換が必要な案件もこうもたやすく決定すること自体おかしいし、ワンマン町政と言える。</p> | <p>進展など昨今の社会問題があります。町立保育園の運営においても、少子化の影響で園児の数は減少していく見込みですので統廃合や民営化の検討が避けて通れない課題となっております。また、少子化・高齢化が進展している中で、町税収入の大幅な増加が見込めない状況下において、保育士を確保しつつ多様化する新たな子育て支援ニーズへの対応、施設の老朽化対策等にも対応していく必要があります。このようなことを総合的に判断して計画的に実施して参りますのでご理解いただきますようお願いいたします。</p> |
| 4 | 3. 児童数の今後の見込み | | 2 | <p>魅力的な幼児教育・保育を発信することで、2校の義務教育学校では、定員オーバーするくらいの社会的人口増を目指してほしい。</p> | <p>利用者が求める多様な保育ニーズに対応し、保育環境の向上を図るとともに、安定的に継続して提供できる保育施設の運営を行うことで、人口が増えることは町にとっても好ましいことだと思います。そのためにも、子育て世代が求める多様なニーズに対応できる環境づくりに努めて参ります。</p> |

| | | | | | |
|---|---------------------|----------|---|--|---|
| 5 | 3. 児童数の今後の見込み | | 2 | p 2にあるように就学前児童の人数は毎年30～50人の減少が予想されます。東保育園は令和7年、南保育園は令和9年と現在の就学前児童はあまり統合、廃園に関係なく、保護者の方もあまり関心が無いと思われま | 移行の際には、園ごとの課題を整理し保護者等への説明や情報提供に努め、公私連携保育法人との協議を丁寧に行いながら移行手続きを進めて参りますのでご理解いただきますようお願いいたします。 |
| 6 | 4. 保育園民営化及び統廃合の全体方針 | (1) 全体方針 | 3 | (一)民営化ではなく、町営認定こども園でもよいのではないかと。 (二)町立認定こども園の開園はいつでしょうか。スケジュールが書いてありません。北方町としては、最終的に、町立認定こども園、北部認定こども園、南部こども園の3園にするということですね。1幼稚園と4保育園の全体としてのスケジュールをわかりやすく提示してほしいです。全体の流れがわかりません。 | 「民間ができることは民間へ」という役割分担の考え方を踏まえ検討したものですのでご理解いただきますようお願いいたします。なお、令和5年4月、北学園内に町立認定こども園が開園予定となっております。これにより、町内には公私連携型認定こども園、町立保育園、町立認定こども園、私立幼稚園の4種の施設ができる見込みであり保護者の選択肢の幅も広がると考えております。そのため、公立、私立が担うべき役割（教育・保育、特色ある事業などの取組み）を検討し、整理して参りますので、ご理解いただきますようお願いいたします。 |
| 7 | 4. 保育園民営化及び統廃合の全体方針 | (1) 全体方針 | 3 | 「限られた財源」であるとしても、北方町の未来を担う子どもの教育・保育に力をいれていくべきである。どのように財源を確保していくのかを工夫して欲しい。「民間にできることは民間へ」というのであるなら「公立に | ご意見のとおり、少子高齢化が進展している中で、町税収入の大幅な増加が見込めない状況下において、待機児童対策や多様化する新たな子育て支援ニーズ（未満児保育など）への対応、施設の老朽化対策等にも対応してい |

| | | | | | |
|---|---------------------|----------|---|--|--|
| | | | | <p>できることは公立で」ということとの役割分担が必要である。</p> <p>北方学園構想の町立認定こども園との役割分担をどうするのかの基本方針を書いているのはなぜか。また、この町立認定こども園の民営化はしないという方針であるのか。</p> | <p>く必要があり、限られた財源を適切な方法により確保していく必要があります。その方法として、公立から私立に移行することで国や県からの補助を受けることが可能となるものもありますので、これらの民営化に伴って得られる新たな財源を町全体の子育て支援ニーズへの対応や公私連携型認定こども園の運営経費に資する貴重な財源として活用していくなど検討して参ります。</p> <p>町立認定こども園につきましては新設の園となり、保育園民営化及び統廃合の計画(案)による民営化の予定はありませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> |
| 8 | 4. 保育園民営化及び統廃合の全体方針 | (2) 実施時期 | 3 | <p>他の町立保育園ということでの想定する保育園を年次別に例示すべきではないか。全体方針であるのだから、町立認定こども園を含めて全体スケジュールを分かりやすく書いて欲しい。</p> | <p>計画(案) p 3及びp 4、p 5の5. 保育園の個別方針(1) 民営化する保育園の項目に記載していますが、民営化につきましては北方東保育園を令和7年4月に、北方南保育園を令和9年4月に公私連携型認定こども園に移行し新園を開園する予定です。また、北方中保育園につきましては令和9年3月末に廃止予定です。</p> <p>また、町立認定こども園の開園につきましては新設の園となりますので、保育園民営化及び統廃合の計画(案)に含めることは考えて</p> |

| | | | | | |
|----|-------------|--------------|---|--|---|
| | | | | | おりません。ご理解いただきますようお願いいたします。 |
| 9 | 5. 保育園の個別方針 | (1) 民営化する保育園 | 4 | 民営化と認定こども園との境が分かりません。 | 町が予定する民営化につきましては、計画(案)に基づき「公私連携保育所型認定こども園」又は「公私連携幼保連携型認定こども園」のいずれかに移行するという方法により、公設公営方式の保育園から民設民営方式の認定こども園へ移行するものです。認定こども園のタイプには幼保連携型、保育所型、幼稚園型、地方裁量型があります。 |
| 10 | 5. 保育園の個別方針 | (1) 民営化する保育園 | 4 | 既存の園にて入所児童の受け入れを行うことでの想定する保育園を年次別に例示すべきである。スケジュール案において、民営化の区切りが明示されていない。公私連携保育法人の指定の時なのか、認定こども園開園の時なのか。工事中の移行期に「合同保育」を行うとあるのは、どこでそれぞれ行うのか。 | 民営化に伴う建替え等の間、既存の園にて入所児童の受け入れを行うことを予定していますが、受け入れや合同保育の時期等に関して公私連携保育法人等と調整が必要となると考えております。そのため、計画(案)の段階で具体的にお示しすることは難しく、ご理解いただきますようお願いいたします。また、計画の公表から公私連携型認定こども園の開園までが民営化の基本的な流れであるとしておられます。そのため、民営化の区切りとしては開園の時と考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。 |
| 11 | 5. 保育園の個別方針 | (1) 民営化する保育園 | 4 | 「公私連携保育法人」とあるが、もし何か死 | 基本的には民設民営で運営をしていきます |

| | | | | | |
|-----|-------------|--------------|---|--|---|
| | 別方針 | る保育園 | | 亡事故や事件がおきたらどちらが責任をとるのか。保障はどうするのか。あいまいである。 | のでご意見のような事故等につきましては他の私立と同様に公私連携保育法人が対応することとなります。 しかしながら、このような事故が起こることのないよう連携の強化・推進を図って参ります。 |
| 1 2 | 5. 保育園の個別方針 | (2) 統廃合する保育園 | 6 | 北方中保育園は北方学園構想による町立認定こども園と統合し廃止するとあり、スケジュール案は概略しか書かれていないが、他園からの受け入れ保育園になるのではないか。この点を明示すべきである。 | お察しのとおり、他園からの受け入れを予定しているところですが、計画(案)の段階で具体的にお示しすることは難しく、ご理解いただきますようお願いいたします。 |
| 1 3 | 5. 保育園の個別方針 | (2) 統廃合する保育園 | 6 | 北方中保育園の町立認定こども園との統合による廃止に反対する。 北方学園構想は義務教育学校についての計画であり、認定こども園を北学園内に作ることは無理がある。園舎や園庭の問題だけでなく、送迎を安心・安全に行うことが難しい。北方中保育園の送迎には北方西小学校駐車場が使われている現状からして、北学園西側にはその余地がない。義務教育学校と認定こども園とは目的が異なっており切り離すべきである。 | 北学園内に新設される町立認定こども園の開園が令和5年4月に予定されています。そのため、近隣にある北方中保育園については入所児童数や施設の老朽化等を勘案し令和9年3月末に廃止することとしておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。 |
| 1 4 | 5. 保育園の個別方針 | (2) 統廃合する保育園 | 6 | 北方北保育園については、民営化または廃止の検討に反対する。 | 北方北保育園につきましては令和9年度までの計画期間中に廃止もしくは継続を検討 |

| | | | | | |
|----|-------------------|--------------|---|--|--|
| | | | | 北方北保育園の入所児童数に大きな変化はない。他の保育園にあわせる必然性がない。以前にも廃止案が出たが、保護者・町民の反対でとん挫した。現時点でその時と異なる状況になっていない。 | していくこととします。ご意見のとおり、現時点では判断できませんのでご理解いただきますようお願いいたします。 |
| 15 | 5. 保育園の個別方針 | (2) 統廃合する保育園 | 6 | 統廃合するとあるが、町立認定こども園と民営保育園と北方の子どもの教育がバラバラになる。人数だけがやたらと問題視されているが、現在は発達障害児が増加しており、すぐれた保育士がたくさんもとめられる。少人数のクラスでまとめる必要がある。そういうことも考えた上でもっと検討すべき内容である。よって北方町のすすめる保育園民営化及び統廃合計画案には「反対!!」である。 | 基本的には、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を参考に、保育・幼児教育は保育所保育指針及び幼稚園教育要領に基づき実施していくこととなります。ご意見のように支援を必要とする子どもへの対応についても重要であると認識しておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。 |
| 16 | 6. 民営化に関する基本的な考え方 | (1) 民営化の方法 | 7 | 表7として運営方式による相違点が図示されているが、それぞれのメリットとデメリットとを明らかにした上で、公設公営も公設民営でもなく民設民営を選択することを明記して、その理由と根拠とを書くべきである。また、北方学園構想による認定こども園は公設公営にすることの理由と根拠も書くべきである。 | 表7につきましては運営方式による相違点を図にてお示ししたものです。民設民営方式の選択については、計画(案) p1に記載していますが、民間の力を活用した弾力的な保育事業の展開が不可欠であり、民営化及び統廃合を行っていくことは避けては通れない課題であると捉えており、公設公営の町立保育園から民設民営となる公私連携型認定こども園への移行を進めて参りたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い |

| | | | | | |
|----|-------------------|------------------|---|---|---|
| | | | | | <p>いたします。</p> <p>また、町立認定こども園の開園につきましては新設の園となりますので、保育園民営化及び統廃合の計画（案）に含めることは考えておりません。ご理解いただきますようお願いいたします。</p> |
| 17 | 6. 民営化に関する基本的な考え方 | (2) 民営化後の保育施設・事業 | 7 | <p>町の子どもの減少はやむを得ないと思われませんが、糸貫地区のような幼児園の形式ではできないでしょうか。</p> | <p>他市町についての回答は差し控えさせていただきます。ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>民営化につきましては、計画（案）p7の6. 民営化に関する基本的な考え方（1）民営化の方法に記載していますが、法律に基づき公私連携型保育所、公私連携保育所型認定こども園、公私連携幼保連携型認定こども園に移行するという方法により、町ではこのうちの認定こども園への移行を行うことを予定しています。この方法を利用し民営化することをめざすこととしていますのでご理解いただきますようお願いいたします。</p> |
| 18 | 6. 民営化に関する基本的な考え方 | (3) 民営化後の運営主体 | 8 | <p>どのようなところが北方町の民営化に手を挙げられるのかわかりませんが、せっかく今、良いサービスを提供してくださっているので、残念な結果になってしまうことがないようにしていただきたいです。</p> | <p>民間活力の活用手法の検討にあたり、公私連携型認定こども園、町立保育園、町立認定こども園それぞれに相応しい手法を優先的に検討し、活用していきたいと考えております。そのため、公立、私立が担うべき役割（教</p> |

| | | | | | |
|----|-------------------|-----------------|---|--------------------------------|--|
| | | | | | 育・保育、特色ある事業などの取組み)を検討し、整理して参りますので、ご理解いただきますようお願いいたします。 また、ご意見のような結果にならないよう留意して進めて参ります。 |
| 19 | 6. 民営化に関する基本的な考え方 | (3) 民営化後の運営主体 | 8 | 北方町の将来を担う子どもたちは北方町で育てませんか。 | 移管先は社会福祉法人又は学校法人に限定し、現に保育所や幼稚園、認定こども園を運営している法人に運営を担ってもらうこととしています。これは、ノウハウがあり、より保護者のニーズに合った教育・保育施設となることも期待しています。また、計画(案)p4及びp10に記載していますが、公私連携保育法人と協定書を取り交わすことで園を運営する事業者と連携して、安定的で継続した保育の提供ができるよう支援を含め運営等に関与していきますのでご理解いただきますようお願いいたします。 |
| 20 | 6. 民営化に関する基本的な考え方 | (4) 土地・建物等の取り扱い | 8 | 西小の跡地利用を考えれば良い案が出るのではないのでしょうか。 | 特に保育園の民営化については、保育施設の運営を行う事業者の継続性を確保し、適切に民間移行が実施できることを目的としていますので、計画(案)p8に記載していますが、建物等は無償譲渡、敷地(土地)につきましては無償貸与を予定しています。基本的には既存施設の所在地を利用する予定をし |

| | | | | | |
|-----|-------------------|-------------|---|---|---|
| | | | | | ていますのでご理解いただきますようお願いいたします。 |
| 2 1 | 6. 民営化に関する基本的な考え方 | (6) 保育の引き継ぎ | 9 | <p>(一)小さな子は慣れたものへの安心感があると思うので、場所や保育士などが急にかわるのではなく、特に毎日接する保育士は、各学年担任中の子どもが卒園するまでは、北方町で雇用し、勤められるようにできないか。慣れた先生が急に皆、居なくなるのは不安になるのではないのでしょうか。</p> <p>(二)民営化によって保育士等の職員が入れ替わるというが、民営化以前の保育士等の職員の雇用を継続し保障する必要がある。合同保育によって保育内容の引き継ぎをはかるだけでなく、民営化法人に対する既存職員の雇用を義務付けるべきである。このことは他市町村で民営化した際に職員が劣悪な勤務条件になったために退職せざるをえなくなった事例があるからである。入れ替わるという前提で民営化を行うべきではない。</p> | <p>計画(案) p 9に記載していますが、民営化によって保育士等の職員が入れ替わることが想定されますので、ご意見のような影響を最小限に抑えるため、民営化による開園の前から公私連携保育法人等と調整しながら町立保育園の保育士と公私連携保育法人が雇用した保育士による合同保育を実施し、保育内容の引き継ぎを行う予定ですのでご理解いただきますようお願いいたします。また、保育園の職員についてですが、町の正職員(保育士)は異動となり、雇用は継続となりますが、会計年度任用職員(臨時保育士)については一部の方に雇用先の変更が必要であると考えております。そのため、希望者には民営化先の雇用条件について説明会を実施するなどし、雇用先が変わることで、勤務条件が悪くなるようなことにならないよう公私連携保育法人と協議をしながら民営化先での雇用を継続していただきたいと考えております。</p> |
| 2 2 | 6. 民営化に関する基本的な考 | (7) 民営化の条件 | 9 | 職員配置や保育事業、施設運営等に関する条件を設けて、募集要項に基づき民営化を実施 | 募集要項は町において案を作成しますが、「公私連携保育法人選定委員会」に提出し検 |

| | | | | | |
|----|-------------------|-------------------|----|---|--|
| | え方 | | | するとあるが、募集要項は誰が制定するのか。保護者、保育者、住民の声をどのように取り入れて制定するのか。 | 討いただいたうえで決定していくことを考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。 |
| 23 | 6. 民営化に関する基本的な考え方 | (8) 公私連携保育法人の選定方法 | 9 | 「公私連携保育法人選定委員会」の構成に、現場経験者(保育士、幼稚園教諭、保育園長、幼稚園長)を加えることを明記する必要がある。 | 計画(案) p4の5. 保育園の個別方針(1) 民営化する保育園に記載していますが、「北方町公私連携保育法人の指定に関する要綱」を新たに制定し、「公私連携保育法人選定委員会」を設置する予定です。計画(案)には明記する予定はありませんが、選定委員会委員の構成員の案として学識経験者、町議会議員、保護者を代表する者(町立保育園の保護者会長)、地域の自治会を代表する者、関係行政機関等の職員(町立保育園総括園長)を予定しておりますので、ご意見のような現場経験者の参加につきましても検討して参ります。 |
| 24 | 7. 公私連携保育法人との協定 | ①連携の充実強化 | 10 | (一)民営化になると、行政が介入できないため、園の経営が利用者の思いや願いと違った時に対応が難しいのではないかと。 (二)就学に関して、現在は行政同士なので連携が取りやすいと思いますが、民間になると自身の園の評判や評価を気にするあまりに支援の必要な子どもへの十分な対応が出来な | 町におきましては、民間事業者と連携して安定的で継続した保育の提供ができるよう支援を含め運営等に関与していくことを考えております。そのため、公私連携型認定こども園(※)への適切な民間移行が実施できるよう計画を定めてまいりますのでご理解いただきますようお願いいたします。また、計画(案) p10に記載していますが、公私連 |

| | | | | | |
|----|-----------------|----------|----|---|---|
| | | | | い。支援の必要な子どもも多く、行政であれば保健センター、支援センターなどの町の機関と連携を取りながらその子にあった支援を考えることができると思うのですが、民間の園だけでは支援の必要な子どもに行き届いた支援ができないのではないかと心配です。 | 携保育法人に指定された民間事業者と連携の充実強化や人材の育成等の連携を行うため協定書を取り交わしていきます。 ※公私連携施設とは、民設民営でありつつも協定に基づいて町の関与を明確にし設置主体のインセンティブ（意欲を引き出すために外部から与える刺激）が働く運営形態を法律上の制度として構築されたものです。 |
| 25 | 7. 公私連携保育法人との協定 | ③情報提供の充実 | 10 | 子どもにとって幼少期はとても大切な時期です。民営化と聞いてかなり不安を感じています。今後の民営化の方針について具体的に教えていただき、保護者が納得できる形で進めていただきたいと思ひます。 | 移行の際には、園ごとの課題を整理し保護者等への説明や情報提供に努め、公私連携保育法人との協議を丁寧に行いながら移行手続きを進めて参りますのでご理解いただきますようお願いいたします。 |
| 26 | 7. 公私連携保育法人との協定 | ③情報提供の充実 | 10 | (一)事業者が決まる前に大筋の町民説明会をお願いしたい。 (二)「つながりと信頼を深め、いきいきとした子どもを育てあうまち 北方」の基本理念は素晴らしいです。その通りに町民の信頼を得るための説明会や、意見交流会などされているでしょうか。北方学園構想の説明会では、保育園については全然説明がありませんでした。計画を進める前に、しっかり説明会を | 子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者などで組織する子ども・子育て会議において計画（案）について審議いただき進めていますので、事前の説明会については予定をしておりますが、候補者選定後は必要により候補者とともに関係者に説明会等を行う予定をしています。移行の際には、園ごとの課題を整理し保護者等への説明や情報提供に努め、公私連携保育法人との協議を丁寧に行いながら移行手続きを |

| | | | | | |
|----|-----------------|------------|----|--|--|
| | | | | 開催し、町民や保護者の意見を聞くべきです。 | 進めて参りますのでご理解いただきますようお願いいたします。 |
| 27 | 7. 公私連携保育法人との協定 | ④苦情解決の体制整備 | 10 | 岐阜市や岐南町のように事業者において問題があった場合の対処方法は。 | 他市町の個別の問題については把握しておりませんが、課題については、進めていくうちに明らかになってくるものも有ると考えておりますので、園を運営する公私連携保育法人や関係各所と検討・協議して対策を講じる必要があると考えております。 |
| 28 | その他 | | | <p>(一)町予算の減額目的では民営化しても未来はない。予算減額しないなら、民営化によって、国と県の負担も増えるので、展望が開ける。予算を減額しない条件で、民営化に賛成する。</p> <p>(二)現在3億3千万円程度の保育予算を、民営化の後も減額せずに、現状維持していれば、国負担、県負担も加えて、さらに質の高い幼児教育・保育が期待できるのではないかと。</p> <p>(三)独自性を出すことができない公立と違い、私立では、運営法人の理念に基づいた哲学のある幼児教育・保育が可能になる。優良な法人に引き受けてもらうためにも予算と、手と、目を十分に引き当てる必要があ</p> | <p>少子高齢化が進展している中で、町税収入の大幅な増加が見込めない状況下において、待機児童対策や多様化する新たな子育て支援ニーズ（未満児保育など）への対応、施設の老朽化対策等にも対応していく必要があります。町としては保育の質の維持・向上と、あわせて財源の確保が重要な取り組みの一つとなると認識しています。そのための財源の確保は重要な取り組みであり、その財源は、町の保育園運営経費を削減することで得られるものではなく民営化により国・県からの補助を受けることが可能となることから得られるものであると考えております。金額については現状試算できませんが、これらの民営化に伴って得られる新たな財源を町全体の子育て支援ニーズへの対応や公私連携</p> |

| | | | | |
|----|-----|--|--|--|
| | | | <p>る。</p> <p>(四)無償化により、利用者の選択は、料金ではなく、保育の質になる。利用者が増えなければ、公立だろうと、民営だろうと、未来はない。町の負担軽減目的の民営化ではなく、質の向上のための民営化であってほしい。</p> <p>(五)限られた財源を理由とする民営化には反対する。公設公営を維持すべきである。</p> <p>(六)この計画は、子育て支援の経費の削減を中心に進められていると思えて仕方ありません。北方の将来を担う子どもたちのために教育にお金を使うのは当たり前です。十分な予算を使うべきです。</p> | <p>型認定こども園の運営経費に資する貴重な財源として活用していくなど検討して参ります。</p> |
| 29 | その他 | | <p>民営化により、北方町の持出し減少はどのようになりますか。</p> | <p>町立保育園の経費に充てられる地方交付税額がはっきりとしないため金額の詳細はお示しすることができませんが、概算では維持管理等運営にかかる費用の削減が可能であり、また保育士の確保等の運営にかかる事務軽減効果も大きいと考えています。移行により歳出は大幅に少なくなります、歳入である地方交付税は減額されますので予算軽減</p> |

| | | | | | |
|----|-----|--|--|--|--|
| | | | | | の効果は限定的であると考えています。 |
| 30 | その他 | | | 「すべての子どもたちがのびのびと成長できる町づくり」は保育園を民営化しないとできないのでしょうか。北方町として育ててきた5つの園です。それぞれ地域に根ざした保育園・町立幼稚園を大切にしてほしいです。例えば建物の老朽化については改築などで対処していく方法はないのでしょうか。特に町立幼稚園は素晴らしい施設設備だと聞いています。それらを簡単に廃園にすることはとても財産の無駄使いだと思います。 | 少子化・高齢化が進んでいる中で、町税収入の大幅な増加が見込めない状況下において、多様化する新たな子育て支援ニーズへの対応、施設の老朽化対策等にも対応していく必要があります。現状、施設改修の国の補助対象が私立のみであるので、民営化により施設改修は促進され、あわせて施設改修により保育環境が向上するため、子どもや保護者にとってもメリットになると考えております。 |
| 31 | その他 | | | 流れは民営化だそうですが、他市町村の現状を公開していただきたい。 | 他市町村についての回答は差し控えさせていただきます。ご理解いただきますようお願いいたします。 |
| 32 | その他 | | | 子どもの現状の分析がなく、どのような子どもを育てるのかの目標もないのは計画とはいえません。こども園は子どもの収容施設ではなく、成長発達を保障する施設である認識が重要である。 | 基本的には、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を参考に、保育・幼児教育は保育所保育指針及び幼稚園教育要領に基づき実施していくこととなります。ご意見のように支援を必要とする子どもへの対応についても重要であると認識しておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。 |
| 33 | その他 | | | 民間に全てを任せるのではなく、岐阜市などへの追従ではなく、本巣市を見習うべきである。 | 他市町についての回答は差し控えさせていただきます。ご理解いただきますようお願いいたします。 |

| | | | | | |
|----|-----|--|--|---|--|
| 34 | その他 | | | 民営化による保育料や保育内容等の変化について示して、民営化そのものの賛否を保護者・町民に問うべきである。その際は、民営化した他市町村の実態も示す必要がある。 | 民営化後の保育料（実費負担を含む）や保育内容等については園を運営する公私連携保育法人により運営方法や保育サービス等が一律でないため計画（案）でお示しすることは難しく、ご理解いただきますようお願いいたします。また、他市町村についての回答は差し控えさせていただきます。ご理解いただきますようお願いいたします。 |
| 35 | その他 | | | パブコメの実施自体が一部の者にしか明らかになっていないことが大きな問題である。 | 町立保育園4園及び町立幼稚園に通う保護者につきましては計画（案）を作成中であることとあわせパブリックコメントの募集を行う旨の案内文書を事前に配布させていただいております。また、ご存じのように町ホームページにて広く公表させていただいておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。 |
| 36 | その他 | | | 他地区の先行事例（失敗事例も含めて）をよく研究し、専門家の意見に耳を貸し、町民や保護者の意見を聞いてください。現場の職員の意見も。早急に進めずに、時間をかけて慎重に進めて欲しいです。 | 町立保育園総括園長及び町立幼稚園長は現場の職員として、子ども・子育て会議の委員としても情報提供を図りながら進めています。各園の職員には各園長より情報提供を図っています。移行の際には、園ごとの課題を整理し保護者等への説明や情報提供に努め、公私連携保育法人との協議を丁寧に行いながら移行手続きを進めて参りますのでご理 |

| | | | | | |
|----|-----|--|--|---|--|
| | | | | | 解いただきますようお願いいたします。 |
| 37 | その他 | | | 町立認定こども園を北方学園構想北学園の中に組み入れることに反対です。0歳から6歳の様々なニーズを持った子どもたちをこの狭いスペースに押し込めることは無謀なことだと思います。遊具も十分に設置できない園庭のように思います。プールはどうされますか。もし同居させるなら、例えば年長の園児だけにする(小学校入学前の教育としてすべての年長児に同じ教育をする)とか、いろいろな方法を考えてみてほしいです。 | 町立認定こども園につきましては新設の園となりますため、いただきましたご意見につきましては関係部署にて情報共有するなどし、開園にあたっての参考とさせていただきます。 |
| 38 | その他 | | | 町立認定こども園と民営化した2つのこども園との公平性が担保されるのかが何より心配です。教材や備品の費用の保護者負担金。子どもたちへの幼児教育・保育内容。保育士の待遇・雇用の安定など。 | 町立・私立で教材費などの個人負担の増加や園ごとの格差がでるのではないかという心配はもちろんですが、園の保育サービスの違いによりでてくるものも有るかと考えております。その他の課題についても進めていくうちに明らかになるものも有ると考えておりますので、園を運営する公私連携保育法人や関係各所と検討・協議して対策を講じる必要があると考えております。 |
| 39 | その他 | | | 入園希望に偏りが出た場合は、どう対処されますか。 | 入園希望の偏りについては現在と変わりなく1号認定(教育)につきましては、直接申込みになると想定しておりますが、2・3号認定(保育)につきましては、定員を超える |

| | | | | | |
|----|-----|--|--|---|---|
| | | | | | 場合には公私とも町にて利用調整を行うこととなります。移行の際には、公私連携保育法人との協議を丁寧に行いながら移行手続きを進めて参りますのでご理解いただきますようお願いいたします。 |
| 40 | その他 | | | 北方学園構想（小中一貫校）の時のように、結論ありきのやり方で進めないようにしてください。北方町の未来を担う子どもたちを大切にしたい計画になってほしいです。 | ご意見のような不安を払拭できるよう、公私連携保育法人との協議を丁寧に行いながら移行手続きを進めて参ります。 |